

棺及び骨箱等並びに搬送車の運行に関する補助金交付申請書

会津若松市長 あて

申請者 住所 会津若松市
氏名
電話番号

私は、下記の補助の要件等に係る同意書のすべての事項について同意し、会津若松市棺及び骨箱等並びに搬送車の運行に関する補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

利用する 指定業者名	
補助対象経費の 見積金額(A)	円 (上限 79,200 円)
補助金の見積額 (A-10,000 円)	円 (上限 69,200 円)

- ※ 補助対象経費は、棺及び骨箱等の提供、市内の区間における搬送車の運行に係る経費のみとなります。
- ※ 添付書類 市町村民税非課税証明書(下記の「第7条第2項の規定による同意書」に同意した場合は省略することができます。)

補助の要件等に係る同意書	
<p>・死亡者の死亡時に申請者及び死亡者の住民登録は市内です(ただし、申請者については、死亡した日時が推定である場合は、斎場利用許可申請時とします。)</p> <p>・私の世帯の全世帯員が市町村民税が非課税です。</p> <p>・私は、生活保護法の葬祭扶助を受けません。また、生活保護法に基づく葬祭扶助の申請状況について、市長が調査することに同意いたします。</p> <p>・葬儀にあたり、有料の施設及び有料の祭壇を使用しません。</p> <p>・交付申請結果を指定業者に提示することを承諾します。</p> <p>・交付申請結果等、補助対象事業の実施にあたり必要な情報の提示を指定業者が求める場合、当該情報を指定業者に提示することを承諾します。</p> <p>・申請を取り下げた場合には、その旨が利用する指定業者に通知されることを承諾します。</p> <p>・補助金の交付が決定した場合、補助金の受領を指定業者に委任し、指定業者の口座に振り込まれることを承諾します。</p> <p>・申請の結果、補助金が交付されないことに決定された場合、指定業者が本来提供するサービスの価格での指定業者への支払いを承諾します(指定業者が本来提供するサービスの価格は、79,200 円以下ではありません。)</p> <p>・補助の対象となる搬送車の運行は、下記の施設から斎場までの区間のうち市内の区間であることを承諾します(市外の区間については、別途、指定業者への料金がかかります。)</p> <p>施設名 : 施設住所:</p>	

第7条第2項の規定による同意書	
<p>会津若松市長</p> <p>私は、私の世帯の全世帯員の市民税の課税の状況について、市長が調査することに同意いたします。</p> <p>年 月 日 申請者 住所 会津若松市 氏名</p>	